

## 仕 様 書

### 1 件名

伝統工芸品の普及促進プロジェクトにおける国内展示会出展ブース設営及び運營業務委託

### 2 事業目的

「伝統工芸品の普及促進プロジェクト」支援商品の販路拡大のため、国内の展示会に出展する。支援対象事業者及び商品のPR、新規取引先開拓、販路拡大、認知度向上、事業内容周知を推進し、支援対象事業者と来場者間の商談・ビジネスマッチング等を促進することで持続的な成長につなげていく。

### 3 出展展示会

#### (1) ギフトショー2016 秋

開催日：平成 28 年 9 月 7 日（水）から同年 9 月 9 日（金）まで

開催場所：東京ビッグサイト全館

展示スペース：公社借上げスペース 12 小間（W6.0m×D18.0m＝108 m<sup>2</sup>）

支援対象事業者：最大 47 社（1 社当たり約 2.30 m<sup>2</sup>）

#### (2) IFFT インテリアライフスタイルリビング 2016.11.7-9

開催日：平成 28 年 11 月 7 日（月）から同年 11 月 9 日（水）まで

開催場所：東京ビッグサイト東ホール

展示スペース：公社借上げスペース 12 小間（W6.0m×D18.0m＝108 m<sup>2</sup>）

支援対象事業者：最大 47 社（1 社当たり約 2.30 m<sup>2</sup>）

### 4 出展内容

東京の伝統工芸品普及促進プロジェクトのブランドテーマに沿った形で小間装飾、展示スペースの設営をする。新たな商品提案や職人の実演を通して、伝統工芸品の価値を伝え、事業の推進を図る。なお、業務履行については、以下に記載の当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること。

伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業公式サイト <http://www.tokyo-craft.jp/>

#### <展示商品>

伝統工芸品普及促進プロジェクト支援対象選定商品

支援対象商品数 58 商品程度 (1 商品当たり約 1.86 m<sup>2</sup>)

#### 5 履行期間

契約確定日の翌日から平成 28 年 11 月 30 日 (水) まで

#### 6 履行場所

(公財) 東京都中小企業振興公社 (以下「公社」とする) が指定する場所

#### 7 委託内容

- (1) 小間装飾デザイン及び施工
- (2) 商品の展示及び装飾 (保険を含む管理全般)
- (3) 解体撤去
- (4) 展示商品及び展示物の搬出入
- (5) 開催期間中のブース運営管理
- (6) カタログ等を配布する為の「東京手仕事」ロゴ入りのバッグ制作 (展示会 1 回当たり 3,000 枚×2 回=6,000 枚)
- (7) 報告書作成

※詳細は仕様書別紙1「業務内容詳細」を参照のこと

## 8 提出書類の作成要領

### (1) 提案書類内容

- ア. ブースイメージパース (2方向あるいは2カット)
- イ. ブースレイアウト図面 (平面図及び立面図)
- ウ. 商品展示プラン、商品や職人紹介のパネルまたはPOP及びカタログ配布用バッグの提案 (それぞれ1案 計3案)
- エ. 職人の仕事を解り易く伝える提案 (実演方法の工夫等) (1案)
- オ. 開催期間中のブース運営管理方法の提案 (1案)
- カ. その他委託業務における自由提案書 (予算限度内での提案)
- キ. 見積内訳 (消費税及び地方消費税を含む、項目ごとに明細記載、社名を伏せて記載)
- ク. 実施体制図 (責任者、担当者、外注先を含めた実施体制を記載すること)
- ケ. 過去の展示会ブース設営の実績
- コ. 会社案内

(2) 提案書 (自由様式) は原則 A4 版とする。ただし、図面等は必要に応じ A3 版を折り込んでもよい。

(3) 応募者 1 社につき、提案内容は 1 件とする。

(4) 提出部数は正本 1 部、副本 6 部を用意すること。提案内容は会社名がわからないように作成すること。会社名がわかる場合、失格となる場合がある。提案額も社名を伏せて提案書に記載すること。

(5) 概算見積書 (自由様式) は必要経費について項目ごとに明細を作成のうえ、総額を算出すること。

(6) 見積金額は 19,548,000 円以下で提出すること (上記 2 展示会合計、消費税込・搬出入費用含む)。

## 9 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 10 再委託の取扱い

(1)受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。

(2)この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

## 11 契約情報の公表

公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

### (1)公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

### (2)公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

## 12 契約事項の遵守・守秘義務

(1)本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

(2)本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

## 13 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙3に定めるところによる。

#### 14 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

#### 15 支払い方法

委託業務完了を確認後、請求書を受理した翌月末までに一括して支払う。

#### 16 その他

(1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。

(2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

#### 17 連絡先

（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社 広瀬・山田・山本

電話 03-5680-4631 FAX 03-5680-0710